

2 枚目（特定無線局（電波法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）に限る。）

17 無線局の区別	
18 最大運用数に係る計画等	

3 枚目（通信の相手方が外国の人工衛星局である場合及び特定無線局が外国の無線局により制御され、又は管理される場合に限る。）

19 無線局の区別			
20 外国の人工衛星の軌道又は位置			
21 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間			
22 人工衛星局の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項			
23 人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局（人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするものを除く。）に関する事項			
24 通信の制御に関する事項			
25 業務区域	基本コード	付加コード	備考
26 備考			

4 枚目 (V S A T 地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

27 無線局の区別						
28 周波数配列情報	人工衛星の名称			周波数帯		
	トランスポンダ 番号	ビーム名	中心周波数	周波数帯幅	偏波面コード	補足事項

5 枚目 (V S A T 地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

29 無線局の区別					
30 宇宙通信概念情報	人工衛星の名称				
	アップリンク/ ダウンリンクの別	回線の使用目的	周波数帯	地球局の形態	配置エリア
補足事項					